

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	5-1
許認可等の種類	知事等以外の者が施行する地すべり防止工事の承認			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第11条第1項			
許認可等の概要	主務大臣または都道府県知事以外の者の施行する地すべり防止工事の承認・不承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>地すべり等防止法第12条</p> <p>1 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。</p> <p>2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。</p> <p>(1) 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。</p> <p>イ. 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。</p> <p>ロ. 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠、又は導水管を用いること。</p> <p>(2) 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。</p> <p>(3) ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	6週間			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について (平成6年9月28日 農林水産省 6構改D第569号)			